

社会保障・社会福祉に関する裁判事例一覧

平成 27 年 7 月 1 日号～平成 30 年 7 月 1 日号までの 3 年間

[判例時報No.2257 号～No.2355 号]

種類	事件内容	原告	被告	争点・判決結果・理由	備考
子ども	子育て支援事業を行う特定非営利活動法人の理事長が生後四カ月の幼児に対して身体機能回復指導と称する手揉み施術をして、呼吸停止等の症状を発生させ、低酸素状態により死亡させたことについて、副理事長に民法 719 条 2 項の幫助者としての責任の有無 [SIDS 以外の死亡事故]	両親	理事長 副理事長	[争点] 副理事長が事故に対して民法 719 条 2 項の「幫助した者」に該当するか否か [判決結果・理由] 副理事長は、死亡事故後も、以前と変わらずブログ等に身体機能回復指導の効用をうたう等、理事長が身体機能回復指導を行うことを心理的かつ物理的に容易にするなど等、施術を幫助したと認められる。	神戸地裁平 28.12.14 認容(確定) 判 時 2349 号 69 頁
子ども	児童の姿態が描写された CG について、架空の児童の姿態ではなく、実在の児童の姿態を忠実に描写したものであると認識できる場合には、児童ポルノ製造罪及び児童ポルノ提供罪の成立を認めた事例 [児童ポルノ法の解釈]	検察	CG 作成者	[争点] CG の画像データが児童ポルノ法 2 条 3 項の児童ポルノに該当するか否か、CG の女性が実在したか、CG の女性が 18 歳未満か、写真被写体の女性が、製造又は提供の時点で 18 歳未満でなければならないか [判決結果・理由] CG であっても児童ポルノ法 2 条 3 項各号のいずれかに掲げる児童の姿態を視覚により認識することができる方法により描写したと認められる物であり、かつ、そこに描写された姿態が実在の児童の姿態であると認められる場合については、児童ポルノ法の規制対象となり得る。	東京地裁平 28.3.15 有罪(控訴く破棄自判) 判 時 2335 号 105 頁
子ども	生後二カ月の実施に何らかの暴行を加えて死亡させた事件について、被告人にのみ犯行可能性のある時間帯以前に既に死因となった脳損傷が生じていた可能性を否定できないとして無罪となった事例①事件 難病に罹患した 3 歳の女児が低栄養により死亡した事案について、養父である被告人に保護責任者遺棄致死罪の成立を認めず、重過失致死罪の成立を認めた事例②事件 [積極暴行での傷害致死罪か、殺意が認められての殺人罪、養育放棄の保護責任者遺棄致死罪か重過失致死罪か]	検察	父親	[争点] 被害児が受傷したとみられる時間帯に被害児と一緒にいた父母等である被告人が、何らかの暴行を加えたものと疑われ、傷害致死罪により起訴され、被害児の受傷時期、被告人の暴行以外の受傷原因がある可能性の有無等 [判決結果・理由] 被告人にのみ犯行可能性のある時間帯以前に既に死因となった脳損傷が生じていた可能性を否定できないとして無罪。養父である被告人に保護責任者遺棄致死罪の成立を認めず、重過失致死罪の成立を認める。	大阪地裁平 28.2.26 無罪(確定) 大阪地裁平 28.1.28 有罪(控訴) 判 時 2334 号 129 頁

子ども	保育園における睡眠中の幼児の死亡について、うつ伏せ寝による窒息死であるとして、保育園経営者らの不法行為責任が認められた事例 〔睡眠中の死亡事故〕	有限会社の保育園	両親	〔争点〕睡眠中の死亡事故について、担当の保育士や園長、副園長らに対し、債務不履行責任、使用者責任、不法行為等を求めたもの 〔判決結果・理由〕死因は睡眠中顔面を下に向けた姿勢をとっていた事に起因する鼻口部圧迫又はこれと再呼吸の競合による急性の窒息死であると認め、…保育の専門家としての保育士がうつ伏せ寝についての危険性を十分認識していたにもかかわらず、乳児をうつ伏せに寝かせたまま傍を離れるなどして適切な観察を行わなかった過失がある。	仙台高裁平 27.12.9 控訴棄却 一部変更 (確定) 判 時 2296 号 86 頁 福島地裁 郡山支部 平 27.3.6 判 時 2265 号 93 頁
子ども	認可外保育施設における乳児の死亡事故につき、うつ伏せ寝による窒息死であるとして、施設の経営者らの不法行為責任を認めた事例 〔乳幼児突然死症候群(SIDS)か否か〕	両親	株式会社認可外保育所	〔争点〕乳児の死亡が SIDS(乳幼児突然死症候群)によるものか否か 〔判決結果・理由〕死因は、鼻口閉塞により窒息死に至ったものと推認することができ、保育従事者らは保育ルームからベビールームに連れて行く前に、生後 4 カ月の当該乳児がうつ伏せ寝の体位で激しく泣いていたことを認識していたにもかかわらず、ベビールームに運んで仰向けに寝かせた後も、当該乳児の呼吸確認等のチェックをすることなく放置し、仰向けに戻さなくても大丈夫であると軽信し鼻口閉塞により窒息死させた。	大阪高裁平 27.11.25 一部判決 一部変更 (確定) 大阪地裁平 26.9.24 判 時 2297 号 58 頁
子ども	幼稚園内で園児が虐待されたとする週刊誌の記事について名誉毀損が問われた事案で、当該園児や目撃園児の話したことにつき、その者らから話を聞いた父母等の陳述書や証言によって、信用し得るとして、重要な部分につき、真実であるとの証明があったと認定された事例	株式会社文藝春秋	学校法人幼稚園	〔争点〕事実の重要な部分について真実であるとの証明があったか否か 〔判決結果・理由〕両親が関与した加害行為を疑わせる事情もなく、両親によるねつ造であるとも考えられないことから、園児及び目撃園児の話したことの信用性は高く、これに対し、理事長の供述の信用性は低いとして、事実の重要な部分は、いずれも事実である高度の蓋然性がある。	東京高裁平 27.6.29 取消(上告・上告受理申立て) 東京地裁平 26.9.26 判 時 2287 号 45 頁
子ども	責任を弁識する能力のない未成年者が、サッカーボールを蹴って他人に損害を加えた場合において、その親権者が民法 714 条 1 項の監督義務者としての義務を怠らなかったとされた事例	保護者両親	遺族	〔争点〕未成年者が他人に損害を加えた場合、親権者が民法 714 条 1 項の監督責任者としての義務を怠らなかったか否か 〔判決結果・理由〕本件ゴールに向けてボールを蹴ったとしても、道路に出ることが常態であったものとはみられないのであって、その行為が通常は人身に危険が及ぶものとはみられないものであったこと、親権者も危険な行為に及ばないよう日頃から	最高裁平 27.4.9 破棄自判 大阪地裁平 23.6.27 大阪高裁平

	【監督義務者の義務程度や範囲】			通常のしつけをしており、監督義務者としての義務を怠らなかったというべきである。	24.6.7 判 時 2261 号 145 頁
子ども	賃貸マンションの賃借人らの 6 歳の子がマンション内で迷惑行為をしたことについて、両親の監督義務者としての責任が肯定された事例 【マンション内トラブルについて監視カメラが証拠収集に役立った例】	マンション管理会社	両親	【争点】当時 6 歳であった子どもによる迷惑行為と解除の効力、両親の監督義務者の責任の有無、損害額 【判決結果・理由】子の迷惑行為による賃貸借契約の解除の効力については、行為の内容・程度等により信頼関係が破壊されたとまではいえないとして解除の効力を否定し、監督義務者の責任については、監督者としての義務を懈怠していたと認める。	東京地裁平 27.2.24 判 時 2260 号 73 頁
家族・家庭	15 歳の未成年者と面接交流の義務の履行がなされなかった場合、間接強制の申し立てができ、債務者の意思で債務履行できる場合もあるが、未成年者が面会交流を拒否しているような場合には、相手方の間接強制の申し立てが却下された事例	母	父	【争点】未成年者が面接交流を拒絶している場合の間接強制決定の可否 【判決結果・理由】 未成年者の精神的成熟度を考慮すれば、面会交流を強いることは未成年者の判断能力ひいてはその人格を否定することになり、未成年者の福祉に反する事から、相手方からの間接強制の申し立てを却下する。	大阪高裁平 29.4.28 取消・申立却下（確定） 大阪家裁平 29.1.27 判 時 2355 号 52 頁
家族・家庭	母と年間 100 日面会させるとした父を、長女の親権者とした一審判決を変更して、主たる監護者である母をその親権者に指定した事例	母	父	【争点】親権者の変更と親権者でなくなった者に対しての養育費の支払い 【判決結果・理由】父（同居親）の意に反して母が長女を連れて別居した行為は、当時すでに婚姻は破綻し協議困難だった等の事情から、親権者指定の障害とはならない。	東京高裁平 29.1.26 一部変更（上告） 千葉家裁平 28.3.29 判 時 2325 号 78 頁
家族・家庭	親権者である父から暴行等を受け、自立支援ホームで生活している高校 3 年生の未成年者について、就職の諸手続きを進めるために親権者の同意が必要であるが、親権者が協力を拒んでいるなどとして、親権停止の審判前の保全処分を認容した事例	児童相談所長	家庭裁判所に申立	【争点】親権停止の是非 【判決結果・理由】親権者である父が激しい暴力を振るったうえ、合理的な理由もなく未成年者との一切の関りを拒否して就職に必要な手続きへの協力等も拒んでいること等や、就職先の会社から求められたパスポートの取得等に当たっては親権者の同意が必要で、指定された取得期限が迫っていること等から鑑みても、保全の必要性もあると判断し申し立てを認容する。	広島家裁平 28.11.21 認容（確定） 判 時 2351 号 54 頁
家族・家庭	私立高校に入学した子の養育費につき、子の入寮による食費・光熱費の権利者の負担減、義務者の再婚に伴う相手方の子との縁組による負担増等を考慮し、標準的算定方式により算定した原審の認容額 9 万 7000 円から 4 万	元父	子	【争点】養育費等の標準的算定方法（簡易算定方式）の妥当性 【判決結果・理由】原告人は再婚相手の長男と養子縁組を行い、同人に対する扶養義務を負担するに至ったから、原告人が負担する元子への養育費の額については月額 4 万円が相当であると主張する部分には一部理由がある。	大阪高裁平 28.10.13 変更（確定） 神戸家裁姫路支部平 28.7.1

	4000 円に減額した事例 【簡易算定方式の妥当性】				判 時 2322 号 70 頁
家族・家庭	面会交流の間接強制金につき、債務者の年収 2640 万円という資力等を考慮し、毎月 1 回の不履行毎に 100 万円の支払いが命じられた事例	非 監 護 親 で あ る 外 国 人 妻	監護親 である 日本人 夫	【争点】間接強制にかかわる金額の妥当性 【判決結果・理由】 本件の経緯等に鑑みると、もはや任意の履行を期待することは困難な状況にあることから、間接強制の方法によって、実現を図る必要及び理由があり、債務者の資力その他を考慮し、間接強制の方法として不履行毎に 100 万円の支払い命令が妥当である。	東京家裁 平 28.10.4 認 容（抗 告く変更 ） 判 時 2323 号 135 頁
家族・家庭	離婚の際に合意した養育費について減額の申立てが却下された後、その後の事情変更を理由に再度養育費の減額を求めた事案において、養育費の合意の趣旨等を踏まえて養育費の額を算定した事例 【養育費と事情変更】	元夫	元妻	【争点】養育費をめぐる減額等の事情変更の可否 【判決結果・理由】事情変更の有無について、認定事実によれば、前件審判後、相手方が再婚し、かつ再婚相手との間に長男をもうけ、これらの者に対する扶養義務を新たに負うに至ったといえるから、前件審判後に養育費の額を変更すべき事情の変更が生じたといえる。	東京高裁 平 28.7.8 取 消・変 更（確定） さいたま 家裁 平 28.3.25 判 時 2330 号 28 頁
家族・家庭	面会交流の方法について、非監護親と未成年者らとの交流が長らく途絶えていたことなどを考慮し、面会交流時間を最初は比較的短時間に設定して、回数を重ねながら、段階的に伸ばしていく方法をとるのが相当であるとして、原審判を変更した事例	監護 者で ある 母親	非監護 者で ある 父親	【争点】面会交流の方法と時間や場所等の程度 【判決結果・理由】未成年者らが相手方との面会交流。に消極的な気持ちを有しており、実施当初に不安を覚えることも予想されることに鑑みて、初回及び二回目までは原告人の立ち合いを許し、引渡場所は原告人宅の最寄り駅である駅改札付近において、開始時刻に原告人が相手方に未成年者らを引き渡し、終了時間に相手方が同所において原告人に引き渡す方法によることとするのが相当。	東京高裁 平 28.4.26 変 更（確 定） 東京家裁 平 27.11.12 判 時 2324 号 79 頁
家族・家庭	未成年者の親権者を、約 5 年 10 カ月間未成年者を監護してきた母ではなく、年間 100 日に及ぶ面会交流の計画を提案した父と定めたうえで、離婚請求を認容した事例 【親権者指定の判断基準】	母	父	【争点】親権者指定の判断基準 【判決結果・理由】母親は長女を現在の慣れ親しんだ環境から引き離すのは、長女の福祉に反する旨主張するが、今後長女が身を置く新しい環境は、長女の健全な成長を願う実の父親が用意する整った環境であり、長女が現在に比べて劣悪な環境に置かれるわけではない。加えて、年間 100 日に及ぶ面会交流が予定されていることも考慮すれば、母親の懸念は杞憂に過ぎないというべきである。	千葉家裁 松戸支部 平 28.3.29 一 部 認 容 一 部 棄 却 （控訴） 判 時 2309 号 121 頁
家族・家庭	成人であるものの就学中である子らについて、算定表による算定にあたっての未成熟子としては取り扱うこととするが、その学費については、算定表によることができない特別の事情として考慮す	妻	夫	【争点】成人に達する就学中の子の扶養義務の程度（教育にかかる学費等の取扱い） 【判決結果・理由】長男及び長女の教育にかかる学費等を算定表の幅を超えて考慮するにどうかについては、夫は長男が私立の大学に通うこと及び長女が専門学校に通うことについて承諾していたものの、長男及び長女が奨学金の貸与を受けることを前提	東京家裁 平 27.8.13 認 容（確 定） 判 時 2315 号

	るのは相当ではないとした事例 [大学の学費と特別の事情]			としたものであり、…長男及び長女がアルバイトをすることができない状況にあると認めると、長男及び長女にかかる学費を算定表の幅を超えて考慮するのが相当とまではいうことはできない。	96 頁
家族・家庭	未成年者との面会交流の時期・方法等について申立人である元父の暴力的言動、相手方の申立人に対する不信感や嫌悪感は深刻で父母間の協力関係は期待しがたく、第三者機関等の関与があっても円滑な母子面会の実施は期待しがたい等として、申立人の面会交流の申立てを却下した事例	父	母	[争点]面会交流の可否 [判決結果・理由]現時点において申立人が求める面会交流を認めることが子の福祉に合致するとは認め難く、かえって未成年者が両親の抗争に巻き込まれ、未成年者を父親である申立人と母親である相手方との間の複雑な忠誠葛藤の場面にさらし、その結果、未成年者の心情の安定を害する恐れが高いというべきである。	仙台家裁平 27.8.7 却下(確定) 判 時 2273 号 111 頁
家族・家庭	成年被後見人が相続債務について何ら遺言していないときは、家庭裁判所が審判で定めた成年後見人報酬金支払債務は、法定相続人が法定相続分に応じて分割継承するとした事例 [成年後見人の報酬]	後見人 (弁護士)	法定相続人	[争点]法定相続人に応じて後見人報酬を支払う義務の有無と、後見人の請求が権利の濫用にあるのか否か [判決結果・理由]後見事務の性質は、委任又は準委任であると解され(民法 869 条、874 条)、委任のおける受任者は原則として無報酬であること(民法 648 条 1 項)から、後見事務についても原則として無報酬であると解される。しかしながら、後見事務を行うことは、後見人にとって多くの労力や負担を伴うものであり、被後見人の資力が許す限り、後見人に対して報酬を付与するのが相当である。	大阪地裁平 27.7.22 認容(確定) 判 時 2286 号 118 頁
家族・家庭	別居中の夫婦間の婚姻費用分担について、夫に借金があることは婚姻費用分担額を左右するものとはならないとし、二女の私立大学の学費分担も含めて、夫の婚姻費用分担額が算定された事例 [成人の子に対する扶養着の程度]	妻	夫	[争点]子の高額の学費分担と、成人の子に対する扶養義務、程度等 [判決結果・理由]父・母に経済状況に応じた婚姻費用分担義務があることを前提に、二女の学費について、算定表で考慮されている学校教育費等を超える部分については、父・母の収入で按分すべきとし、夫の借金等の返済等については、婚姻費用分担義務に優先するとはいえず、婚姻費用分担額を左右するものとはならない。	東京家裁平 27.6.26 認容(確定) 判 時 2274 号 100 頁
家族・家庭	内縁の夫が交通事故により死亡した場合、その配偶者の扶養請求権侵害の損害と慰謝料を認めた事例	内縁の妻	加害運転手	[争点]扶養請求権侵害による損害賠償請求の可否 [判決結果・理由]内縁の夫と妻は約 29 年にわたりほぼ住居を同一として生活し、妻は主に亡き内縁の夫の稼働収入によって生計を維持してきたこと、当初は国籍の問題から婚姻の届出がなされず、その後入籍に障害がなくなった後も届出はなされていないが、妻と亡き内縁の夫は内縁関係にあり、亡き夫の扶養を受けていたものと認めるのが相当。	東京地裁平 27.5.19 一部認容 一部棄却 (確定) 判 時 2273 号 94 頁
家族・家庭	非監護者が養育費として負担すべき子の大学学費・通学費について、子	父	母	[争点]子らの大学等の養育費の支払いと終期 [判決結果・理由]運転手の父とゴルフ場キャディの母の私立大学長女と、盲学校に	大阪高裁平 27.4.22 一部変更

庭	の大学進学の際費や親の収入等を考慮して、国立大学の学費標準額及び通学費から標準算定表の収入の算定において考慮されている公立高校を前提とする標準的学習費用を控除した額に、非監護者親が負担すべき割合を乗じて算定した額の限度で、子が22歳に達する年の翌年3月までの月額を支払いを命じた事例 〔大学進学等の養育費の支払い〕			通う二女の養育費につき、母が各月額5万円の支払いを申し立てたところ、原審が長女につき22歳に達する月まで月額72000円、盲学校の二女につき20歳に達する月まで月額21000円の各支払いを命じたのに対し、長女につき22歳に達する年の翌年の3月まで月額3万円の支払いを命じることに変更したもの。	(確定) 和歌山家裁平 27.1.23判時 2294号 60頁
家族・家庭	未成年者について可及的速やかに手術を行う必要があり、その親権者が宗教的信念を理由として必要な輸血に同意しないことが、未成年者の生命に危険を生じさせる可能性が高く、子の利益を害することが明らかであるとして、親権者らの未成年者に対する親権を停止し、かつその停止期間中、申立人を職務代行者に選任した事例 〔エホバの証人輸血訴訟〕	児童相談所長	両親親権者	〔争点〕 親権者の職務執行停止等の保全処分の是非 〔判決結果・理由〕 輸血に同意しないことが宗教的信念などに基づくものであっても、未成年者の生命に危険を生じさせる可能性が極めて高く、親権者らによる親権の行使が困難又は不相当であることにより子の利益を害することが明らかであり、本件では保全の必要性も認められる。また親権者らの陳述を聴く時間的余裕もない。したがって、本件審判申立事件の審判が効力を生ずるまでの間、親権者らの未成年者に対する親権者としての職務の執行を停止し、かつその停止期間中、申立人を職務代行者に選任するのが相当である。	東京家裁平 27.4.14認容(確定) 判時 2284号 頁
家族・家庭	面接交流を月2回程度実施する旨の調停が成立したにもかかわらず、別居中の妻とその代理人弁護士が誠実協議義務に違反して、原告からの面会実施協議の申し入れに対し、速やかに回答せず、殊更に協議を遅延させたのは、原告の子との面会交流権を侵害する違法な行為であるとして、監護妻と代理人弁護士の共同不法行為責任が肯定された事例	父	母	〔争点〕 調停成立以前の不法行為について 〔判決結果・理由〕 面会交流に関する協議を行うまでの間原告からの協議の申入れに対して速やかに回答せず、殊更に協議を遅延させ面会交流を妨げた行為につき、弁護士の専門家としての裁量の範囲を考慮しても、なお社会通念上の相当性を欠くものとして誠実協議義務の違反があり、不法行為を構成するというべきである。	熊本地裁平 27.3.27一部認容一部棄却(控訴) 判時 2260号 85頁
家族・家庭	親権者による児童に対する虐待等を理由として行われた一時保護について、必要な期間を超えて継続したとの違法はないとして損害賠償請求が棄却された事例	夫婦	東京都墨田児童相談所	〔争点〕 児童相談所長による一時保護を継続したと国家賠償法上の賠償責任を負うか否か 〔判決結果・理由〕 審判事件における調査官の調査の結果等を考慮しても、本件相談所長が本件火傷の受傷機転について、原告花子に虐待の危険がないと判断しなかったことについても、児童相談所長に与えられた合理的な裁量を逸脱し、あるいはこれを濫用した違法があると評価することはできない。本件相談所長が一時保護を解除しな	東京地裁平 27.3.11棄却(控訴) 判時 2281号 80頁

				かったことが違法であるとは認められない。	
家族・家庭	未成年者らの母を親権者として協議上の離婚がされたが、その後、親権者を母から抗告人(父)に変更した事例 [監護能力・監護適格及び監護の継続性を優先]	父	母	[争点] 親権者変更の判断基準 [判決結果・理由] 民法 819 条 6 項は「子の利益のため必要があると認めるとき」に親権者の変更を認める旨規定しているから、親権者変更の必要性は、親権者を指定した経緯、その後の事情の変更の有無と共に当事者双方の監護能力、監護の安定性等を具体的に考慮して、最終的には子の利益のための必要性の有無という観点から決せられるべきものである。	福岡高裁平 27.1.30 変更(確定) 判 時 2283 号 47 頁
家族・家庭	別居中の夫婦間における一週間交替で子を交互に監護する旨の合意に妻が違反したことに違法性がないとし、妻の不法行為が否定された事例	父	母	[争点] 夫婦間における交互監護の合意違反をめぐる違法性の有無 [判決結果・理由] 一週間交替の交互監護を书面化した合意に従わなかった場合の効果については、その性質や拘束力について、当時父・母間の合理的意思や、子の福祉に鑑みた検討によっても、…法的に相手方に履行を強制できるものではなく、その不遵守も違法と評価できるものではないから、母に不法行為は成立しない。	東京地裁平 27.1.29 棄却(控訴) 判 時 2270 号 62 頁
家族・家庭	親権者である監護親に調停条項に基づく面会交流債務の不履行がある場合において、監護親に監護権を留保しつつ、非監護親への親権者変更を認めた事例	父	母	[争点] 面会交流債務の履行確保と親権者変更 [判決結果・理由] 相手方が親権者と指定された前提が崩れていること、親権者変更以外に現状を改善する手段が見当たらないこと、親権と監護権とを分属させる積極的な意義が認められることを考慮すると、監護者を相手方に指定することを前提として、子の福祉の観点から、親権者を相手方から申立人に変更する必要があると認められる。	福岡家裁平 26.12.4 一部認容 一部棄却 (確定) 判 時 2260 号 92 頁
家族・家庭	前審判の後に事情の変更があったものとして婚姻費用分担金の額を減額するについては、未だ十分な審理が尽くされていないとして事件を原裁判所に差し戻した事例	妻	夫	[争点] 婚姻費用の分担金の支払いを命ずる前審判確定後に、事情変更を理由とする前審判の変更の可否 [判決結果・理由] 審判確定後の事情の変更による婚姻費用分担金の減額は、その審判が確定した当時には予測できなかった後発的な事情の発生により、その審判の内容をそのまま維持させることが一方の当事者に著しく酷であって、客観的に当事者間の衡平を害する結果になると認められるような例外的な場合に限って許されるというべきである。相手方収入額の大幅な減少は約 12.5%であって、それほど大幅な減少とは認められない。	東京高裁平 26.11.26 取消差戻 (確定) 横浜家裁 川崎支部 平 26.7.1. 判 時 2269 号 16 頁
家族・家庭	いわゆる標準的算定方式により試算された婚姻費用を、子の私立学校における学費等を考慮して修正した事例 [標準的算定方法と私立学校における学費等]	妻	夫	[争点] 私立学校の学費を考慮した標準的算定方式に対する修正の妥当性 [判決結果・理由] 標準的算定方式による婚姻費用分担額が支払われる場合には双方が生活費の原資となし得る金額が同額になることに照らして、超過額を抗告人と相手方が 2 分の 1 ずつ負担するのが相当である。	大阪高裁平 26.8.27 変更(確定) 神戸家裁平 26.4.18 判 時 2267 号

					57 頁
家族・家庭	未成年者らの監護者を申立人(母)と指定することを求める申し立てについて、未成年者らの心情や、現在共同監護のような状態であることなどを踏まえ、未成年者らの監護者として申立人と相手方のいずれかを指定することは相当でないとして、これを却下した事例	妻	夫	【争点】 監護者としての相当性 【判決結果・理由】 現在の共同監護のような状態はそれなりに安定していると評価でき、現時点において未成年者らの監護者として申立人と相手方のいずれかを指定することは、未成年者らが申立人と相手方の双方と触れ合える現状を崩しかねず、相当でないといえることができる。	大阪家裁平 26.8.15 却下(確定) 判 時 2271 号 111 頁
家族・家庭	既に25歳となった無職無収入の子の扶養義務については、夫婦間の扶養義務に基づく婚姻費用分担の問題ではなく、親族間の扶養義務として検討・考慮されるべき問題であるとされた事例 【成年に達した子と夫婦間の扶養義務に基づく婚姻費用分担義務】	夫	妻	【争点】 成人に達した子と夫婦間の扶養義務に関する婚姻費用分担をめぐる事情変更の可否 【判決結果・理由】 子に稼働能力が認められないとしても、成年に達した子については、基本的には自助の原則が妥当すると解されるのであって、既に25歳となった子の扶養義務を誰がどの程度負担するかは、親族間の扶養義務として検討・考慮されるべき問題であるから、子が無職、無収入であって相手方が事実上子を扶養している事実のみをもって夫婦間の扶養義務に基づく婚姻費用分担の一部として子の扶養を考慮するのは相当ではない。	大阪家裁平 26.7.18 認容(確定) 判 時 2268 号 101 頁
家族・家庭	未成年者の母である相手方を親権者として協議上の離婚がされたが、その後、監護状況に変化が生じているなどとして、未成年者の親権者を相手方から申立人に変更した事例	父	母	【争点】 「子の利益のために必要がある」か否かが親権者変更の理由にあたるか否か 【判決結果・理由】 本件離婚後、相手方の未成年者への関りが変化し、しかも、相手方と未成年者が生活拠点を異にするなど、未成年者を巡る監護状況に変更が生じているため、その状況に応じて、未成年者の親権者を相手方から申立人へ変更する必要があると認められる。	東京家裁平 26.2.12 審判(確定) 判 時 2264 号 93 頁
学校	小学一年生が、学校給食に出された白玉汁の直径2cmの白玉団子を喉に詰まらせて窒息し、脳死状態となった後死亡したことについて、小学校職員に白玉団子の提供の方法や誤飲事故の救命措置に過失がないとされた事例 【誤嚥事故と学校の安全配慮義務】	両親	栃木県 真岡市	【争点】 ①直径2cm強の白玉団子を白玉汁の形で提供したこと、②事故発生後の学校の対応 【判決結果・理由】 ①自宅でも団子や餅を問題なく食べていたこと等からすると、生徒が直径約2cm強の白玉を嚥まらずにないし嚥み切れずに飲み込み、誤嚥する具体的危険性を予見させる兆候もなかったことから、小学校ないし給食センターに過失はない。②小学校において職員研修が行われており、本件事故当時、既に気道異物による窒息が生じた場合にとるべき措置としてハイムリック法及び背部叩打法についての救命処置の知識を備えているべきであったところ、教員らは事故を察知してから2分ないし3分後には救急車を要請していることが認められ、生徒が自立できているうちは背部叩打法を試み、ぐったりして自立できなくなつてからは、心臓マッサージと人工呼吸の手順を行うなど二つの方法を繰り返し	宇都宮地裁平 29.2.2 棄却(確定) 判 時 2337 号 69 頁

				て続けている。	
学校	市立中学校の生徒がバドミントン部の練習中に熱中症に罹患し脳梗塞を発症したことについて、学校側の損害賠償責任が認められた事例 〔環境整備義務の一環として温度計設置義務〕	両親	大阪府 東大阪市	〔争点〕中学校長の過失 〔判決結果・理由〕被控訴人中学校長には部活動を行う室内又は室外に温度計を設置すべき義務があり、部活動の過程で WBGT 等の温度を把握することができる環境を整備すべき義務があった。	大阪高裁平 28.12.22 一部変更（確定） 判 時 2331 号 31 頁
学校	都立高校の生徒が問題行動を繰り返し、学校当局が進路変更を勧奨し、これを継続したことについて、専門的、教育的な判断として合理的な裁量権の範囲内であるとして、違法性を否定した事例	生徒と母親	東京都	〔争点〕校長及び教諭らの特別指導の実施や進路変更勧奨の行為と国家賠償法上の違法性 〔判決結果・理由〕高校教諭らの指導に従わず反抗的な態度を取り続け、奇声等の授業妨害、複数回にわたる女性教諭への抱き付きや教諭の名前を記載した上でのツイッターを通じてのインターネット上へのアップロード、保健室内での養護教諭の様子を隠し撮り等をふまえ、校長及び教諭らの進路変更勧奨は、校長及び教諭らの合理的な裁量権の範囲を超えた社会通念上不合理な措置であったとはいえず、違法であるとは認められない。	東京地裁平 28.7.11 棄却（確定） 判 時 2341 号 103 頁
学校	大学の教員が、その担当する学生に単位を与えない方針を決めていたにもかかわらず、所属学部教員らで構成する会議において学部長から、学生を卒業させる方向で検討するよう指示をされ、学生の指導担当教員を変更する措置を講じられたことにより、成績評価権や名誉を侵害されたとして提起した損害賠償請求等が棄却された事例	大学教授	学校法人 大学	〔争点〕指導担当教員変更措置の違法性 〔判決結果・理由〕本件諮問を行った経緯、本件諮問内容（最終判断は〇〇科教室会議の判断を尊重する旨）、本件諮問を受けて〇〇科教室会議で本件諮問内容に反対する意見も出るなど、審議が尽くされ決議がなされていることを踏まえると、本件諮問それ自体、違法とまで認めることができず、かえって違法ではなく、相当な行為であったというべきである。	大阪高裁平 28.3.22 控訴棄却（上告棄却・不受理） 大阪地裁平 27.9.24 判 時 2335 号 35 頁
学校	中学受験をする児童が多い私立小学校の 6 年生の担任教諭につき、当該児童にとって最も適切な受験指導を行うべき義務が否定された事例 〔特定の中学校の合格可能性が極めて少ないことを説明すべき義務〕	両親	学校法人	〔争点〕担当教諭の適切な受験指導義務の存否 〔判決結果・理由〕あくまでも中学校までは義務教育であって、受験を必要とする中学校に進学するかどうかは、児童及び保護者のみが決定する事項であり、また、受験するとしてどの中学校を受験するかも、児童及び保護者のみが決定する事項である。小学校側と児童側との間に別段の合意等がない限り、児童及び保護者の上記に係る決定に際し、小学校側に何らかの指導義務ないし助言義務等が発生すると認めることはできない。	東京地裁平 28.3.7 棄却（確定） 判 時 2296 号 112 頁
学校	市立中学校の女子バレーボール部の顧問教諭による暴行、暴言が教育懲戒権の範囲を逸脱している	生徒と両親	三重県 津市	〔争点〕学校側の安全配慮義務違反の有無 〔判決結果・理由〕中学校（津市）は、学校における教育活動及びこれに密接に関連する生活関係における生徒の安全を確保すべき	津地裁平 28.2.4 一部認容

	として違法とされた事例			義務を負い、校長その他の教諭らは、学校の義務を履行すべき履行補助者としての責任を負う。校長は、部活動顧問による違法な暴力等があることを認識し又は認識し得たにもかかわらず、再発防止に向けた行動をとらなかったのであるから、安全配慮義務の違反があったと認められる。	一部棄却 (控訴) 判 時 2303 号 90 頁
学 校	公立小中学校等教職員団体が計画した教育研究集会の会場としての市立小学校施設の目的外使用許可申請に対し、これを不許可として校長の処分裁量権の逸脱又は濫用があり違法であるとされた事例	大阪 市	大阪市 教職員 組合	[争点] 公立学校施設の目的外使用の可否 [判決結果・理由] 不適正又は不健全な組合活動等の主張があるが、それらを認めるに足る詳細は必ずしも明らかでなく、当然考慮すべき事項を十分考慮していないのであって、その裁量権行使の判断要素の選択に合理性を欠いており、その結果社会通念に照らして著しく妥当性を欠くものと認められるから、裁量権の逸脱又は濫用に該当し、違法というべき。	大阪高裁 平 27.10.13 取 消 (確 定) 大阪地裁 平 26.11.26 判 時 2296 号 30 頁
学 校	県立高校の野球部所属の生徒が練習中に熱中症に罹患して死亡した事故について、野球部監督教諭に過失があったとして、県の国家賠償責任が認められた事例	両親	徳島県	[争点] 監督教諭の過失、熱中症予防及び熱中症対応処置に関する注意義務の有無 [判決結果・理由] 生徒の身体を冷ますなどの応急措置を速やかに行うべき注意義務を負っていたということができ、監督教諭はこれを怠っていたのであるから、注意義務違反があった監督教諭には、生徒に100mダッシュを再開させた後、生徒の異常に気づき即座に100mダッシュを中止させるべきであったのにこれを怠った点及び生徒に対して熱中症の応急処置を取らなかった点において過失がある。	高松高裁 平 27.5.29 上告・上 告受理申 立て 徳島地裁 平 26.3.24 判 時 2267 号 38 頁
学 校	県立高校の体育祭で行われた騎馬戦において、騎手を務めた生徒が落下し、首の骨折による重い身体障害を生じさせた事故について、転落時の安全確保の手段の練習、指導などに不十分な点があり、安全配慮義務に違背したとして、県に国家賠償責任があるとされた事例	生徒	福岡県	[争点] 高校側の安全配慮義務と校長の安全配慮義務の有無 [判決結果・理由] 校長及び指導担当教諭らにおいて、事前に生徒に騎馬戦の危険性及び転落時に行うべき安全確保の手段を指導し、かつ十分な練習をさせる義務に違反し、更に本件騎馬戦に当たり、騎手が落下する方向が急激に変化したとしても審判員が危険防止措置を行うことができるように対戦する騎馬一組に対し複数の審判員を配置する義務に違反したことにより発生したというべきである。	福岡地裁 平 27.3.3 一部認容 一部棄却 (確定) 判 時 2271 号 100 頁
障 害	被相続人が入所していた障害者支援施設を運営する社会福祉法人が特別縁故者として認められた事例 [社会福祉法人が特別縁故者の成りうるのか]	社会 福祉 法人	国	[争点] 社会福祉法人が、被相続人の特別縁故者に該当するか否か [判決結果・理由] 被相続人が人間としての尊厳を保ち、なるべく快適な暮らしを送ることのできるよう献身的な介護を含む療養監護は、社会福祉法人として通常期待されるサービスの程度を超え、近親者の行う世話に匹敵するもの(あるいはそれ以上のもの)と見て差し支えない。低廉な利用料の負担で済んだことが被相続人の資産形成に大きく寄与したことは明白であり、被相続人の療養監護に努めた者として民法958条の3第1項にいう特別縁故者に当たる。	名古屋高 裁金沢支 部 平 28.11.28 取 消・請 求 容 認 (確定) 福井家裁 平 28.9.26 判 時

					2342 号 41 頁
障 害	らい予防法(平成8年4月1日廃止)11条の国立療養所に入所していなかったハンセン病患者について、平成8年の同法廃止に至るまで国会議員が同法の隔離規定を改廃しなかったこと及び厚生労働大臣が隔離政策の抜本的な転換をしなかったことは、国家賠償法上の違法性及び過失があるとされ、ハンセン病患者・元患者の子との関係でも、厚生大臣の隔離政策不転換には国家賠償法上の違法性及び過失が認められると判断された事例	ハン セン 病 元 患 者 の 相 続 人	国 鳥 取 県	[争点] 療養所に入所していなかったハンセン病元患者の子(相続人)の国家賠償請求権の有無 [判決結果・理由] 患者・元患者が地域社会で生活することは公衆衛生上問題ないことを一般に周知徹底すべき義務及び患者・元患者が適切な治療・介護を受けることができるための医療体制・福祉体制を整備した上でその情報を周知する義務、患者・元患者の血族についてはさらに、血族に対する相談体制を整備・充実させるべき義務(いずれも条理上の義務)を怠った。	鳥取地裁 平 27.9.9 棄却(控 訴) 判 時 2314 号 70 頁
障 害	知的障害者の暴行により負傷した被害者が、加害者の両親に対し損害賠償を請求することができないとされた事例 [知的障害者の両親と法的監督義務者における不法行為]	施設 職員	加害者 両親	[争点] 加害者両親が民法714条1項の法定監督義務者に該当するか否か、準ずる者(事実上の監督者)に当たる場合の不法行為責任 [判決結果・理由] 加害その障害者には扶養義務者として、直系血族である被告らと、兄弟姉妹である長男の3名がいたが、家庭裁判所がその3名のうちから保護者の義務を行うべき者を選任した旨の主張も立証もないから、結局、精神保健福祉法上の加害障害者の保護者は、居住地である愛知県岡崎市を管轄する岡崎市長であるというべきであって、被告らのいずれも、保護者に当たるということはできない。施設において加害障害者を被告両親が監督することは事実上不可能であって(引き渡しを受けた後は、本件施設が職員に対する安全配慮義務の履行として、職員の安全が図られるような措置を施すべき)、家族の統率者たる保護者のみならず、精神障害者の法定監督義務者に準ずる者としても責任を問うことはできない。	名古屋地 裁岡崎支 部 平 27.4.8 棄却(確 定) 判 時 2270 号 87 頁
障 害	水俣病の罹患の有無は、感覚障害等の症候の有無、発現部位や発現時期、その原因が中枢神経の障害にあることをうかがわせる事情の有無等や当該感覚障害等の症候について他原因によるものであることを疑わせる事情の有無等の医学的観点だけではなく、メチル水銀曝露歴、生活歴、種々の疫学的知見や調査結果等の具体的事情を総合考慮し	水俣 病患 者と その 相続 人	昭和電 工・ 国・新 潟県	[争点] 水俣病の認定基準 [判決結果・理由] 新潟病には、四肢末梢優位の感覚障害及び協調運動障害が昭和47年1月になって発現した臨床例や、発症後継続的な観察の結果10年ないし20年経過後に症状が増悪した臨床例があること、加齢による影響を考慮することにより、遅発性水俣病の機序についても医学的な説明が可能であることからすると、曝露終了後40年以上経過後に、老化に伴い臨床症候が現れる遅発性水俣病の存在を否定することはできない。	新潟地裁 平 27.3.23 一部認容 一部棄却 (控訴) 判 時 2286 号 76 頁

	て判断すべきであり、曝露終了後 40 年以上経過後に、老化に伴い臨床症候が現れる遅発性水俣病の存在を否定することはできないとして、加害企業に対して、不法行為に基づく損害賠償請求を一部認めた事例				
医療	脳梗塞に罹患した患者に対する医師の検査義務違反が認められた事例 患者の適切な医療を受ける期待権が侵害されたとはいえない事例 【検査義務違反の有無】	患者	医療法人	【争点】頭部 CT 撮影後、脳梗塞に罹患していると読影できたのに見落とし点、検査義務違反の有無、検査義務と後遺症の関係、期待権の侵害 【判決結果・理由】MRI 検査又は造影 CT 検査を実施すべき義務（厳密には検査を指示し又は実施すべき義務）があったというべきところ、これらの検査をしなかったのであるから、検査義務違反がある。医師の検査義務違反の過失については、患者のてんかん発作の再発とも理解し得るものであったこと、脳梗塞を疑うべき右片麻痺の確認が意識障害や四肢弛緩のために困難であったこと、CT 画像からアーリー CT サインを読影することが容易であったとはいえないことなどを踏まえると、著しく不適切な医療行為であるとまでは評価できない。	大阪地裁平 28.3.8 一部認容 一部棄却 （確定） 判 時 2318 号 59 頁
医療	胎児が出生後 2 日後に死亡した事案について、吸引分娩、鉗子分娩及びクリステレル胎児圧出法を実施した医師らに過失があるとされた事例	両親	医療法人と医師	【争点】医師による医療行為が適切であったか否か 【判決結果・理由】硬膜下麻酔、吸引・鉗子分娩という手順を、その時点での児頭の位置及び胎勢を十分確認せず。また、吸引、鉗子のどちらがより適切かの検討も不十分なまま実施し、吸引分娩で直ちに児頭が下降しないことについて次の手技の適応如何の検討もせず、鉗子分娩に取りかかり、結果として、直ちに下降しない児頭に対し各手技を複数回実施するとともに、看護師 2 人をしてクリステレル胎児圧出法を実施して、胎児に過重な力を加えた過失があるというべきである。	山口地裁平 27.7.8 一部認容 一部棄却 （確定） 判 時 2284 号 99 頁
医療	出産後母子同室制度をとる病院において、新生児が低酸素性虚血性脳症に罹患したことにつき、病院のスタッフに経過観察義務違反及び説明義務違反はなかったとして病院側の損害賠償責任が否定された事例 【経過観察義務違反、説明責任義務違反】	医療法人	両親	【争点】医師・看護師等による経過観察義務の過失の有無 【判決結果・理由】病院スタッフにおいて、被控訴人二江の安全が害される状況にあり、本件事故の発生を具体的に予見し得たものということは困難であり、したがって第二回母子同室に際して控訴人ないし控訴人病院スタッフがその経過を観察すべき法的義務を負っていたものと解することはできない。母子同室ないし早期母子接触の際における ALTE の発症例に関する報告は少なく、早期母子接触における経過観察の必要性が徐々に認識されつつあった段階にすぎないことに照らせば、控訴人病院スタッフが、被控訴人花子に対し、母子同室ないし早期母子接触の危険性を説明する法的義務	福岡高裁平 27.6.19 取消（上告・上告受理申立て） 福岡地裁平 26.3.25 判 時 2269 号 119 頁

				を負っていたものとまでは認められない。	
医療	自由診療として実施された第三者の脂肪細胞由来の体性幹細胞を用いた幹細胞治療について、担当医の説明義務違反を肯定し、当該義務違反と治療の実施との間の因果関係を肯定した事例 [自由診療と説明義務違反]	患者	美容整形外科担当医	【争点】説明義務違反の有無 【判決結果・理由】治療が医療水準として未確立であること、原告が慢性腎不全の既往症を有し、腎移植に伴う拒絶反応を防止するために免疫抑制療法を受けるなどしていたことに鑑みると、原告が当初から幹細胞治療を希望していたことを考慮しても、被告医師が説明義務を尽くしていれば、原告が本件治療の実施につき同意せず、これを受けなかった高度の蓋然性があると認められる。また原告は、上記の説明義務違反により、療法の選択に係る自己決定権を侵害されたというべきである。	東京地裁平 27.5.15 一部認容 一部棄却 判 時 2269 号 49 頁
医療	医療法人が開設する病院で、クモ膜下出血に対する手術を受けて入院中の患者が、術後 5 日目に蒸しパンを喉に詰ませ窒息したことについて、看護師に適切な食事介助を怠った注意義務違反があるとして、患者の医療法人に対する損害賠償請求が認容された事例 [病院（看護師）の安全配慮義務違反]	患者と近親者	医療法人	【争点】経口摂取の判断に係る注意義務の有無、適切な食事介助を怠った注意義務違反の有無 【判決結果・理由】原告である患者が食事を探っている間、看護師が近くにいたことは推認されるものの、食事介助を担当した看護師においては、蒸しパンを食べやすい大きさにちぎって与えることをしなかったことは明らかであるが、それ以上に具体的にどのように同原告の動作を観察し、どのように対応したかは証拠上不明であって、上記の注意義務を尽くしていたと認めることはできない。患者である原告が看護師の制止にもかかわらず、突然蒸しパンを一気に口の中に入れたことによって発生したものであって、瞬間的に起きたものであるから回避不能であったと主張するが、この主張を裏づける証拠はなく、当時原告患者の意識状態は JCS3 であって、制止することができないほどに俊敏な動作が可能であったとは考え難い。	東京地裁平 26.9.11 一部認容 一部棄却（控訴） 判 時 2269 号 38 頁
生活保護	生活保護受給者に対する生活保護法 27 条に基づく行政指導が違法であり、右行政指導に従わなかったことを理由とする生活保護停止処分も違法であるとして取り消された事例 [生活保護と指導・指示]	保護受給者	埼玉県春日部市	【争点】生活保護法第 27 条の指導又は指示の違法性 【判決結果・理由】本件指導は、原告に対する保護の目的達成のための必要最小限度のものではないか、又はその判断の過程及び手続において原告若しくはその世帯の特殊事情や本件買換えと本件生活保護の申請の経緯等に対する十分な考慮を欠き、社会通念に照らして妥当性を欠いたものと認められることから、違法というべきである。	さいたま地裁平 27.10.28 認容（控訴棄却、確定） 判 時 2304 号 31 頁
個人情報	インターネット上のウェブサイトでグーグルが提供する検索サービスにおいて、甲の氏名等クエリを入力して検索すると、同人の逮捕歴や起訴歴等が表示されることにより同人の人格権等が害されるとして、人格権に基づく差止請求がなされ、検索結果の削除の仮処分が	前科者	検索管理会社グーグル	【争点】被保全権利の有無 【判決結果・理由】広く日常的に利用されるグーグル検索において、利用者は債権者の前科等の情報を随時、容易に取得できるのであるから、これにより、債権者のプライバシー等の人格的価値（社会生活の平穩等を含む利益）は、著しく侵害され又は容易に侵害されるおそれがあるといえる。	福岡地裁平 28.10.7 一部認容 一部却下（確定） 判 時 2331 号 67 頁

	命じられた事例 [忘れ去られる権利と表現の自由]				
説明責任	遺族厚生年金の受給について相談を受けた社会保険事務所の担当者の説明ないし回答に誤りがあったために同年金受給権の一部が時効消滅して損害を被ったという同年金受給権者の国家賠償請求が、その算定に係る損害の賠償を求める限度で一部認容された事例 [教示義務、説明義務と国家賠償責任]	遺族厚生年金の支給裁定を受けた者	国	【争点】 担当職員の誤った説明・教示責任と国家賠償請求の可否 【判決結果・理由】 原告が配偶者の死亡時に離婚していた場合、原則として配偶者の遺族厚生年金を受給することはできないが、もし配偶者要件及び生計維持要件を充足する事実関係が認められたとするならば、原告が配偶者の遺族厚生年金を受給することができる可能性もある旨説明すべきであったというべきである。しかし本件担当職員は、このような説明をすることなく、また、配偶者要件や生計維持要件の充足に関する事情を聴取することもないまま、死亡時に離婚していたので遺族厚生年金はもらえない、遺族厚生年金を受け取る方法はない旨誤った説明、回答を断定的にしたものといえ、これは職務上の法的義務に違反する国家賠償法 1 条 1 項の違法な行為に該当すると解するのが相当である。	東京地裁平 28.9.30 一部認容 一部棄却 (確定) 判 時 2328 号 77 頁
個人情報	インターネット上の検索サービスにおける自己の逮捕歴に係る検索結果につき、「忘れ去られる権利」等に基づく削除請求が認められないとされた事例 [忘れ去られる権利、プライバシー権、表現の自由、知る権利]	前科者 児童買春	検索管理会社 グーグル	【争点】 忘れ去られる権利、プライバシー権の保護と表現の自由、知る権利との関係 【判決結果・理由】 保全の必要性の存否については、相当程度注意深い人間か、一定の意図をもって入念に探すのでないと、本件検索結果にたどり着くこと自体容易でなく、そうなったとしても、それと相手方とを結び付け、これを周囲に吹聴するとは限らない。…本件犯行に係る事実が周囲に知られること自体は相手方が社会的な制裁としてある程度受忍すべきものであるところ、そのことにより相手方の社会生活上又は私生活上具体的な不利益が生ずるとの疎明が十分ではない。相手方が回復可能で重大な損害を被ることが明白であるとまではいえない。	東京高裁平 28.7.12 取消（特別抗告、許可抗告） さいたま地裁平 27.12.22 判 時 2318 号 24 頁
個人情報	インターネットの検索エンジンで住所と氏名を入力して検索すると 3 年余り前の女子高生に対する児童買春の罪での逮捕歴が検索結果として表示され、更生を妨げられない利益が侵害されるとして検索エンジンの管理者に検索結果の削除を求めた仮処分命令の申立てが「忘れ去られる権利」に基づき認容された事例 [忘れ去られる権利、プライバシー権、表現の自由、知る権利]	前科者 児童買春	検索管理会社 グーグル	【争点】 忘れ去られる権利、プライバシー権の保護と表現の自由、知る権利との関係 【判決結果・理由】 ある程度の期間が経過した後は過去の犯罪を社会から「忘れ去られる権利」を有するというべきであり、逮捕歴の抹消を求めることができるかについては、公的機関であっても前科に関する情報を一般に提供するような仕組みをとっていないわが国の刑事政策を踏まえつつインターネットが広く普及した現代社会においては、ひとたびインターネット上に情報が表示されてしまうと、その情報を抹消し、社会から忘れ去られることによって平穏な生活を送ることが著しく困難になっていることも考慮して判断する必要がある。…更生を妨げられない利益が社会生活において受忍すべき限度を超えて侵害されていると認められる。	さいたま地裁平 27.12.22 認可（保全抗告） 判 時 2282 号 78 頁

個人情報	事故により死亡した者の遺影を撮影し報道した行為が、遺族のプライバシー権及び、静穏に故人を悼む利益や敬愛追慕の情を侵害しないとされた事例	遺族	東海テレビ放送株式会社	【争点】 権利侵害 【判決結果・理由】 放送局が遺族の同意を得ず、隣地敷地から塀越しに撮影したこと等を考慮しても、本件撮影及び報道により、社会生活上受忍すべき限度を超えて遺族の静穏に故人を悼む利益や、敬愛追慕の情を侵害したということとはできない。	津地裁四日市支部平 27.10.28 棄却（確定） 判 時 2287 号 87 頁
個人情報	国立高専准教授の訓告等に関する独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律 13 条 1 項に基づく保有個人情報の開示請求について不開示の処分が一部取り消された事例	独立行政法人国立高等専門学校機構	元准教授	【争点】 保有個人情報の不開示決定の適法性 【判決結果・理由】 原告が開示を求める対象を列記していることに照らすと、原告としては上記事情聴取等の内容が原告に係る個人情報に当たる場合には、当該情報もまた開示請求の対象とする趣旨のものと解される。	東京地裁平 27.6.25 一部認容一部棄却（控訴） 判 時 2283 号 26 頁
個人情報	インターネット上の動画サイトに投稿された動画の削除を命ずる仮処分の事例	債権者前市長	債務者現市長	【争点】 投稿等行為の違法性阻却事由の有無 【判決結果・理由】 債務者橋下は現職の大阪市長であり、かつ、地方政党の維新の会の代表及び国政政党である維新の会の最高顧問であって、その地位や経歴、マスメディアへの露出、130 万人を超えるフォロワーを有する twitter における情報発信等により、極めて高い知名度や情報発信力を保持しているものと認められるのであり、債務者橋下の知名度や情報発信力は、債権者のそれを大きく上回るものといわざるを得ず、会場で聴取等した者や動画を YouTube 上で視聴したものが、引き続き債権者が作成した本件反論動画を視聴するとは限らず、債権者の反論に接する保証はない。	大阪地裁平 27.6.1 一部認容一部却下（確定） 判 時 2283 号 75 頁
労務管理	社会福祉法人の役員会で理事に選任された者が、右法人から一貫して理事の地位を否定されたことは不法行為を構成するとした事例	理事	社会福祉法人	【争点】 理事に選任された者の地位の確保を巡る不法行為 【判決結果・理由】 控訴人が理事に選任されたにもかかわらず、被控訴人がその後これを一貫して否定し続けたことは控訴人に対する不法行為に当たる。	東京高裁平 29.1.31 控 訴 棄却、一部請求認容（上告・上告受理申立て） 判 時 2335 号 28 頁
労務管理	婚姻前の氏である旧姓を通称として使用することを拒否された教員がその勤務する学校法人に対して旧姓の使用及び損害賠償を求める請求につき、職場において戸籍上の氏である現姓の使用を求め	教諭	学校法人	【争点】 婚姻前の氏を使用することの可否 【判決結果・理由】 仮に通称として婚姻前の氏を使用する一般的な利益が法律上保護される利益に該当するのみならず人格権の一内容として保護されるものであったとしても、上記と同様、職場に関わる場面で戸籍上の氏の使用を求める行為をもって、違法な人格権の侵害であると評価することは	東京地裁平 28.10.11 棄却（控訴） 判 時 2329 号

	る結果として旧姓を使用できなくなるとしても、現時点でそれを違法な侵害であると評価することはできない以上、同請求にいずれも理由はないとして、これを棄却した事例			できないから、原告の人格権に基づく妨害排除請求も理由がないといわざるを得ない。	60 頁
労務管理	65 歳定年制の私立大学において、専任教員に 70 歳まで雇用延長を保証する合意や労使慣行が成立したとは認められないが、再雇用による雇用継続を期待することに合理性が認められ、大学が再雇用契約を締結しないことが権利濫用に当たるとした事例 [定年と理事会の権限濫用]	専任教諭	学校法人私立大学	【争点】雇用契約において定年を満 70 歳とする合意存在の有無、再雇用契約を締結しないことが権利濫用に該当するか否か 【判決結果・理由】平成 26 年度に満 65 歳の定年を迎える原告について定年後再雇用の可否を検討するにあたって、理事会で審議された内容は、従前の定年後再雇用の在り方とは全く異なっており、しかも、客観性ある基準に基づくものでも、具体的な事情を十分に考慮したものでもなく、合理性、社会的相当性が認められないから、理事会が原告について再雇用を否定し、被告において原告との間で再雇用契約を締結しないことは権限濫用に当たり、違法無効というべき。	東京地裁平 28.5.10 一部認容 一部棄却 一部却下 (控訴) 判 時 2325 号 129 頁
労務管理	銀座のクラブママの契約は労働契約ではなく業務委託契約(準委任契約)であるとされた事例 [労働基準法及び労働契約法であるところの労働者とは、使用者による指揮監督下において労務を提供し、当該労務提供の対価(賃金)を受け取る者をいう]	クラブのママ	クラブを経営する株式会社	【争点】銀座クラブのママは労働者に当たるのか否か 【判決結果・理由】会社は、顧客のうちの誰にいつクラブへの来店を勧誘するのか、どのような方法で勧誘するのかといった点について、原告に指示や指導をしておらず、これらの点を専ら原告に任せていたものと解されるし、被告が原告に対し、接客の方法や他のホステスとの付き合い方について指示や指導をすることもなかったのであるから、原告が、本件契約における主たる業務を遂行するに当たり、被告の指揮命令を受けていたとはにわかに評価し難い。	東京地裁平 27.11.5 一部認容 一部棄却 (控訴) 判 時 2300 号 121 頁
労務管理	社会福祉法人を任期満了で退任した理事が仮理事選任の申立てをしたのに対し、処分行政庁が職権で別の者を仮理事に選任する処分をした場合に、当該退任理事が処分行政庁の行った仮理事選任処分の取消訴訟を提起することの原告適格を有すると判断された事例	理事	広島県福山市	【争点】理事の原告適格について 【判決結果・理由】退任理事たる控訴人は、社会福祉法人の事務が遅滞することにより損害を受けるおそれがあると認められ、これを回避するため、社会福祉法 39 条の 3 により仮理事の選任を請求することについて法律上の利害関係を有するというべきである。	広島高裁平 27.10.28 取消、差戻(上告受理申立て) 広島地裁平 27.4.27 判 時 2321 号 26 頁
労務管理	介護保険法 22 条 3 項に基づく返還命令処分が行政手続法 13 条 2 項 4 号所定の「納付すべき金額の額を確定し、一定の額の金額の納付を命じる不利益処分」に該当するとした	介護提供会社	佐賀県鳥栖地区広域市町村圏組合	【争点】介護保険不正請求の返還命令による手続き上の違法の有無 【判決結果・理由】行政手続法 13 条 2 項 4 号所定の「納付すべき金額の額を確定し、一定の額の金銭の納付を命じる不利益処分」に該当するから、聴聞等による意見陳述のための手続きが執られなくても違法と	佐賀地裁平 27.10.23 一部認容 一部棄却 (控訴く 控訴棄却

	事例			はならない。	>) 判 時 2298 号 39 頁
労務管理	社会福祉法人の理事が理事会の承認決議を経ることなく行った金融商品取引につき、民法 110 条の類推適用により有効とされた事例 〔社会福祉法人の理事と取引をした相手方の善意、無過失を肯定し、金融商品の取引を有効とした〕	社会福祉法人	証券株式会社	【争点】社会福祉法人の理事会の承認決議を経ることなく金融商品を購入した取引の効力 【判決結果・理由】社会福祉法人についても、第三者において、理事が具体的行為を行うことについて理事会の承認決議を得て適法に当該法人を代表する権限を有するものと信じ、かつこのように信じるにつき第三者に正当の理由があるとき、すなわち第三者に過失がなく、むしろ当該法人の責に帰すべき事由があるようなときには、民法 110 条を類推適用し、当該法人は、当該理事が理事会の承認決議を得ないで行った行為について責任を負うものと解するのが相当。	東京地裁平 27.10.9 棄却（控訴） 判 時 2303 号 81 頁
労務管理	看護師らに対する不適切な言動を理由とする医師に対する解雇が有効とされた事例	医師	医療法人	【争点】雇用契約上の権利を有する地位にあることの確認 【判決結果・理由】良質な医療の提供の前提となる看護師との連携を著しく困難にさせ、業務遂行に大きな支障を生じさせたことが認められるのであり、医療の提供という被控訴人病院の中核の業務の遂行を困難ならしめるものであり、就業規則に定める勧告退職事由である「職務上やむを得ない都合による場合」に該当するところ、控訴人は退職届の提出を拒んだのであるから、「退職届の提出を拒んだ場合」に該当すること、そして本件解雇が客観的に合理性を欠き社会通念上相当性を欠くものということはできず、解雇権の濫用には当たらない。	東京高裁平 27.10.7 控訴棄却（上告・上告受理申立て） 横浜地裁平 27.4.23 判 時 2287 号 118 頁
労務管理	受給手続きのための区役所保護課を訪れた者の言動に対し、別の係の係長がその問題を指摘し、謝罪を求めた行動が法令上の根拠を有する適法なものであるとされた事例		生活保護相談者	【争点】職務執行の適法性の有無 【判決結果・理由】（暴行等の被害を受けた職員は）保護課保護係に係る法外援護事務の調査及び調整に関することという分掌事務に直接該当するものに限られず、当該事務を円滑に遂行するため、これを阻害する要因を排除ないし是正することも、相当な範囲にとどまる限り、本来の職務に付随するものとして、その適正な職務に含まれる。	東京高裁平 27.7.7 控訴棄却（上告） 東京地裁平 27.3.26 判 時 2318 号 154 頁
災害	東日本大震災の地震が発生し、市立小学校の体育館へ避難した同校在籍の児童が、同校の校長により同級生の親に引き渡されて自宅に帰された後、津波に巻き込まれて死亡した事案において、同校長は同児童を帰宅させると津波に巻き込まれるという結果を予見すること	児童の遺族	宮城県東松島市	【争点】津波襲来の予見可能性の有無、危険を回避する適切な措置を採るべき注意義務 【判決結果・理由】本件校長には、本件小学校に避難してきた児童を災害時児童引取責任者以外の者に引き渡すに当たり、本件津波によって、引渡後に当該児童の生命又は身体に危険が及ぶかどうかの安全を確認し、その安全が確認できない限り引き渡してはならないという注意義務に違反した過失が認められるというべきである。	仙台地裁平 28.3.24 一部認容一部棄却（控訴） 仙台地裁平 26.3.24 判 時

	ができ、同校長には右引き渡しの際の注意義務に違反した過失が認められるとして、市に対する損害賠償請求が認容された事例				2256 号 30 頁
災害	東日本大震災に伴う原発事故により福島県内のドラッグストア 5 店舗の閉店を余儀なくされた会社について、事故から 3 年分の営業損害が認められるとともに一定の損益相殺がされた事例	ドラッグストアを経営する会社	東京電力株式会社	【争点】 原発事故により被った被害額の妥当性 【判決結果・理由】 公共用地の取得に伴う損失補填基準において、営業廃止に伴い転業に通常必要とする期間中の従前の収益相当額として、従来の営業利益の 2 年分、被補償者が高齢であること等により円滑な転業が特に困難と認められる場合においても 3 年分とされていること、原告において、3 年程度で閉店に至る店舗が複数存在していたことに照らせば、法的に相当因果関係の認められる期間としては、営業休止を余儀なくされた時から 2 年と認めるのが相当(事故から 1 年分は休業損害として、2 年分は逸失利益として合計 3 年分の営業利益の賠償が認められる)。	仙台地裁平 28.3.18 一部認容 一部棄却 (控訴、 後和解) 判 時 2320 号 103 頁
災害	福島県における宅地分譲事業者の主張に係る損害と福島第一原子力発電所の事故との間の因果関係が否定された事例	不動産業有限会社	東京電力株式会社	【争点】 原発事故と逸失利益を含めた損害額との是非 【判決結果・理由】 仮設住宅は本件事故により避難を余儀なくされた人々のためのみならず、本件地震や津波によって住居を失った人々のためにも建設されたものであるから、仮設住宅建設工事の需要増加の原因が専ら本件事故にあるとは認めることができない。	東京地裁平 27.7.23 棄却 判 時 2282 号 75 頁
災害	吹雪による雪の吹きだまりに自動車は埋まり運転者が一酸化炭素中毒により死亡した事故につき、特異な暴風雪によってできた吹きだまりに埋まる事故の発生を予見できたとは認め難いとして、道路管理者の国家賠償責任が否定された事例	遺族である両親	北海道	【争点】 防雪柵の設置又は管理の瑕疵の有無 【判決結果・理由】 「道路吹雪対策マニュアル防雪柵編」及び「道路吹雪対策マニュアル」での設置基準によれば、本件事故現場付近には、「吹き払い柵」が適さないとは認められない。また本件事故当時、本件事故現場付近の豊浦町字新富で過去 17 年の経験を踏まえて想定される気象状況では、吹き払い効果に支障を来さない程度に下部間隙が確保されていた。したがって本件防雪柵又は管理に瑕疵があったとは認められないから、一審被告北海道に、上記瑕疵があったことを理由とする国家賠償法 2 条 1 項に基づく責任を認めることはできない。	札幌高裁平 27.7.7 一部取消 (上告・ 上告受理 申立て) 判 時 2280 号 46 頁
災害	東日本大震災の際、銀行支店の屋上に避難していた行員等が津波により死亡する等した場合、大津波が予測されなかったとして銀行の安全配慮義務違反が否定された事例	遺族	株式会社七十七銀行	【争点】 屋上ではなく、堀切山への避難を指示しなかったことに関する安全配慮義務 【判決結果・理由】 被控訴人において本件地震発生前及び発生後に収集が可能であった情報によっては、本件屋上を超えるほどの高さの津波が襲来する危険性を具体的に予見することが可能であったとは認められないから、女川支店長が事前に想定されていた津波からの避難が可能な場所として災害対応プラン上の避難場所とされていた本	仙台高裁平 27.4.22 控訴棄却 (上告・ 上告受理 申立て) 仙台地裁平 26.2.25

				件屋上への避難を指示したことについて、安全配慮義務があったと認めることはできないと判断するのが相当である。	判 時 2258 号 68 頁
災害	東北地方太平洋沖地震に伴い発生した津波により被災者が死亡したことにつき、気象庁が津波警報の第一報において津波の高さを実際より過少に発表したことは、予測精度に技術的限界があるので過失がないとされた事例 津波の被災者が津波警報の第二報を Jアラートシステム等を介して聞知できなかったことにつき、陸前高田市の整備していた地域防災計画に基づく機器、予備電源の基準に達していなかったとは言えず、予備電源の使用用途に過失がないとされた事例 〔災害情報と予測精度〕	遺族	国 陸前高 田市	〔争点〕 第一津波警報の解説において岩手県における予想される津波の高さを 3m 程度以上としたことについて、気象庁職員に職務上の法的義務違背があるか否か 〔判決結果・理由〕 マグニチュード 8 を超えるような巨大地震や津波地震の規模を 3 分程度で正確に算出する手法は存在せず、また地震発生から 3 分程度で計算可能である気象庁マグニチュードは、巨大地震に関しては地震本来の規模に比べて小さく見積もられるという性質を有するのであるから、地震発生から 3 分程度を目途にして発表される津波警報の第一報は、当該地震が巨大地震である場合には、これらよって生ずる津波の高さの予報精度に一定の技術的限界があることは明らかである。防災行政無線等の通信施設やこれに係る非常電源設備の整備等を推進するにとどまり、被告市に対して特定の通信設備や非常電源装置の整備を具体的に義務付けたものとは解されないし、全ての通信機器を賄えるような予備電源を備え置くことまでも求めているとは到底解されない。	盛岡地裁 平 27.2.20 棄却（控 訴） 判 時 2268 号 91 頁
災害	東日本大震災の地震発生後、自動車教習所からの送迎バスに乗車中又は徒歩で帰宅中に津波に遭い死亡した教習生らの遺族及び同教習所で勤務中に津波に遭い死亡した従業員の遺族が、同教習所経営法人並びに同法人の取締役ら、学校長及び教官に対して安全配慮義務違反等を理由として損害賠償請求した事案について、同法人には消防による広報等に従い避難すべき義務に違反したという安全配慮義務違反があるが、同法人の取締役ら、学校長及び教官は個人として不法行為等に基づく損害賠償責任を負わないとされた事例	遺族		〔争点〕 学校側安全配慮義務違反と、教習生ら死亡との因果関係の有無 〔判決結果・理由〕 (校長及び教官が) 第二報の大津波警報を知ったことを前提に、被告学校、専務・常務・学校長に更に情報を収集すべき義務があったということではない。教習所の敷地内において目の前で行われていた消防車による「津波警報が発令されました。坂元中学校に避難して下さい。」と避難先まで特定し、本件教習所付近にいる者に対して避難を呼び掛ける広報を現実に聞いていたと推認されることからすれば、遅くともその時点において、本件教習所付近にも津波が来襲する事態を具体的に予期し得たものというほかない。…速やかに教習生らを坂元中学校等に避難させ、あるいは安全なルートを通して送迎先に送り届けるなどすべき義務を負っていたものというべきところ、当時本件教習生らは送迎バスに乗車し、あるいはその付近にいたことからすれば、同教習生らを速やかに避難させることも十分に可能な状態にあったことができる。	仙台地裁 平 27.1.131 一部認容 一部棄却 (控訴) 判 時 2265 号 69 頁
災害	東日本大震災での原子力発電所の放射性物質放出の復旧作業に従事し死亡したことにつき、遺族の電力会社及び復旧作業を請負った会社に対する安	遺族	東京電力株式 会社 作業請 負会社	〔争点〕 死亡原因が東京電力の安全配慮義務違反によるものか否か 〔判決結果・理由〕 被告東京電力は、本件工事の全てを被告東芝に発注しており、被告東電が自ら本件工事の施工や監理を行っていたものと認めるに足りる証拠はなく、	静岡地裁 平 26.12.25 棄却（控 訴く控訴 棄却）

	全配慮義務違反による共同不法行為又は債務不履行に基づく損害賠償請求が棄却された事例			太郎が事実上被告東電の指揮監督を受けて稼働していたものと認めるに足る証拠もないから、本件の証拠関係を前提として、被告東電と太郎とが特別な社会的接触関係に入ったものと認めることはできない。	判 時 2273 号 98 頁
災害	当時 85 歳の女性がいわゆる東日本大震災発生から約 5 カ月後に播種性血管内凝固症候群により死亡したことから震災の発生との間に相当因果関係があるとして災害弔慰金不支給決定が取り消された事例	遺族	宮城県 仙台市	【争点】 災害による死亡との因果関係 【判決結果・理由】 …二度目の肺炎も四月上旬以降の嚔下障害により引き起こされたものと認められ、その後の乙山は肺炎が治癒することなく、五月下旬以降は絶食状態となり、全身状態が悪化していき、8 月 7 日敗血症による播種性血管内凝固症候群により死亡したことからすれば、本件震災の発生及び乙山の嚔下障害、これによる誤嚥性肺炎の発症から死亡に至るまでの一連の経過には、相当な因果関係があると認めるのが相当。	仙台地裁平 26.12.9 認容（控訴） 判 時 2260 号 31 頁
高齢者	秘密証書遺言が遺言能力を欠くとして無効とされた事例	相続人 次男 長女	相続人 長男	【争点】 秘密証書遺言が亡 A によってなされたものか、作成当時において遺言能力を欠いていたか 【判決結果・理由】 …相当数の特徴的な筆跡が合致する部分及び類似する部分のあることを認めることができ、本件筆跡鑑定意見書においては本件署名と本件封紙署名部分及び本件英文署名部分とが別人による筆跡であるとされているものの、本件署名は A によってされたものと認めるのが相当である。A が進行した認知症にあり、その理解及び判断能力が著しく損なわれていた状態であったということを前提として考えると、A は上記のように複雑な本件遺言証書の内容及びその法的効果について理解することができも状態にはなかったというべきである。	東京地裁平 29.4.25 一部認容 一部却下 （控訴） 判 時 2354 号 50 頁
高齢者	介護施設利用者が深夜にトイレに行こうとして転倒し頭部を負傷した事故について、事業者側の安全配慮義務違反を認め、事業者の損害賠償責任が肯定された事例 【施設側に安全配慮義務違反を肯定し、4 割の過失相殺】 【介護拒否（拒絶）と施設側に求められる法的責任（離床センサー設置義務）】 三坂歩「医療・介護施設における高齢者の事故についての損害賠償請求に係る諸問題」判タ 1425 号 69 頁、介護拒絶について	配偶者である妻とその子ら	社会福祉法人特養内でのショートステイ	【争点】 職員が利用者の転倒を予見できたか否か、転倒防止措置としての離床センサーの設置が義務であるのか否か 【判決結果・理由】 A が転倒した 9 月 11 日事故から本件事故が発生した同月 30 日まではずか 20 日程度しか時間が経っていないことからすれば、被告は前記可能性が相当に高いものであると予見することができたと認めるのが相当。離床センサーの設置については、本件事故当時、被告は A がトイレに一人で行こうとして転倒する危険を回避するために離床センサーを設置することが義務付けられていたというべきであり、離床センサーを設置しなかったことは、結果回避義務の違反に当たると認められる。A は本件事故の直前にも転倒事故を起こしており、A に高い転倒リスクがあることの認識が被告の職員により高まったのに、トイレに行く際にナースコールを依然押そうとしない A に対して、被告による転倒事故の再発防止策が講じられることのないままに、本件施設の利用が継続されていたので	大阪地裁平 29.2.2 一部認容 一部棄却 （控訴、後和解） 判 時 2346 号 92 頁

	は、判時 1895 号 91 頁			あって、転倒事故が再発する可能性が高い状況にあったというべきである。A に対し一人で歩いてトイレ等へ行くことの危険性とその危険を回避するために付添いをする必要性を専門的見地から意を尽くして説明し、付添い介護を受けるように説得するべきだったと認めるのが相当である。 A に対して効果が上がらないことを認識していた声掛けを繰り返していたとしても、安全配慮義務が尽くされたものとは認められない。	
高齢者	認知症により要介護 3 の認定を受けた高齢者が締結した根抵当権設定契約につき、意思能力がなく無効とされた事例 【意思能力の判定に、要介護・要支援認定調査票や主治医意見書が有力な証拠として利用されている】 【意思能力の論理よりも、法律行為の不存在理論を利用することが有用であり、升田純『高齢者を悩ませる法律問題』判時 1998. 45 参照]	株式会社 Y 銀行	次女	【争点】根抵当権設定契約時における意思能力の有無 【判決理由・理由】花子の要介護認定・要支援認定の申請において、介護保険主治医として意見書を作成しており、平成 20 年 1 月当時における花子の判断能力についての意見は、同意見書作成時の意見を踏まえたものと考えられるから、その信用性を否定することはできない。花子の状態につき、医師の意見書を含め、本件根抵当権設定契約締結当時、同契約の意味を理解するだけの意思能力がなかったと認めるのが相当。	広島高裁平 28. 12. 1 控訴棄却（確定） 広島地裁平 27. 11. 18 判 時 2334 号 120 号
高齢者	脳梗塞による意識障害のため緊急入院して経鼻経管栄養の注入を受けていた 89 歳の母親に対し、看護していた長男が医師に無断で栄養剤の注入速度を上げたことは違法であるが、そのことについて医師の管理責任の懈怠があるとはいえず、母親が誤嚥性肺炎等を経て敗血症及び急性腎不全により死亡したこととの因果関係がないとされた事例	相続人	医療法人	【争点】経鼻経管栄養の注入速度を速めることが違法か否か、医師が延命措置を実施しなかったことの違法性、経鼻経管栄養の速度を速めたことと死亡との因果関係の有無 【判決理由・理由】患者の家族であっても、医師の指示に基づかず患者の経鼻経管栄養の注入速度を変更することは違法であるといわざるを得ない。 被告法人が亡 A の家族に対して経鼻経管栄養の注入速度を変更しないように説明し、家族が注入速度を変更していないか確認すべき注意義務を負っていたと認めることはできない。 被告法人が原告を含む亡 A にとって最善の治療方針を決定すべき注意義務に違反したと認めることはできない。	東京地裁平 28. 11. 17 棄却（控訴） 判 時 2351 号 14 頁
高齢者	高年齢者雇用安定法に基づく継続雇用制度によって採用された有期雇用労働者と正社員労働者との賃金体系の相違について、労働契約法 20 条違反の成立を認めた一審判決が取り消された事例	有期雇用労働者	運送業社	【争点】労働契約法 20 条違反の有無 【判決結果・理由】定年になった者に対しては、一定の要件を満たせば在職老齢年金制度や、60 歳以降に賃金が一定割合以上低下した場合にその減額の程度を緩和する制度（高年齢雇用継続給付）があること、さらに定年後の継続雇用制度は、法的にはそれまでの雇用関係を消滅させて、退職金を支給した上で、新規の雇用契約を締結するものであることを考慮すると、定年後継続雇用者の賃金を定年時より引き下げることでそれ自体が不合理であるということではできな	東京高裁平 28. 11. 2 取消・請求棄却（上告・上告受理申立て） 東京地裁平 28. 5. 13

				い。 控訴人が属する業種又は規模の企業を含めて、定年の前後で職務の内容並びに当該職務の内容及び配置の変更の範囲が変わらないまま相当程度賃金を引き下げるところであると認められる。	判 時 2331 号 108 頁
高 齢 者	認知症の高齢者を養親とする養子縁組について、縁組当時、同人に養子縁組にかかる意思能力及び縁組意思がなく、右養子縁組は無効であるとして、養子縁組を有効とした原判決を取り消し、無効確認請求を認容した事例	妹	養子	【争点】 縁組意思の有無 【判決結果・理由】 本件養子縁組当時の A の精神状態に照らして、A が被控訴人との間で人為的に親子関係を創設し、扶養、相続、祭事継承等の法的効果を生じさせることを認識するに足る判断能力を備えていたとはいえず、かつその意思を有していたとも認められないことを考慮すれば、A は本件養子縁組当時、縁組意思がなかったと認めることができるから、本件養子縁組は無効とすべきである。	名古屋高 裁金沢支 部 平 28.9.14 取消・認 容（上 告・上告 受理申立 て） 金沢家裁 平 28.3.9 判 時 2327 号 39 頁
高 齢 者	遺言能力欠如により公正証書遺言が無効であるとされた事例	相続人である前夫の子	遺言での受遺者	【争点】 遺言能力の有無 【判決結果・理由】 遺言当時の花子が被告夫婦に財産の全てを相続させたいとの意見を明示し他の相続人に財産を分けない理由を自発的に述べていたことは、自己が置かれた現実の状況を理解・把握する能力を失っている花子を被告夫婦が誘導することによってなされたものであるとみることが相当であり、本件においてはこのような言動の存在を考慮しても、当時の花子が遺言能力を有していたと認めることはできない。	東京地裁 平 28.8.25 認容（控 訴） 判 時 2328 号 62 頁
高 齢 者	生活介護サービス施設における施設職員によるリハビリ運動の実施中に利用者が左大腿骨頸部骨折したについて、施設側に不法行為あるいは債務不履行上の責任はないとされた事例 【施設の債務不履行責任】	身体障害者の利用者	特定非営利活動法人	【争点】 看護職員が行った介護の不法行為又は債務不履行の有無 【判決結果・理由】 控訴人に本件骨折が発生したのは、控訴人の骨密度が極めて低い状態にあったことが要因となっていたと解されるところ、A らは被控訴人に対しそのことを伝えておらず、これまで A らが自宅において実施してきたリハビリ運動を被控訴人において実施することを依頼したものであるから、依頼を受けた側においては、これまで特にリハビリの専門家ではない家族が実施してきて特段の問題が発生していない手法をそのまま実施するというこしからすれば、当該リハビリ運動によって控訴人に骨折が発生するなど危険性が高いものであるとは考えないのが通常であろうから、被控訴人が控訴人に対するリハビリ運動を開始するに際して医師等の専門家の意見を聴取することなく、控訴人に対するリハビリ運動を開始する旨の判断をしたことについて、控訴人に対する配慮を欠く不法行為上あるいは契約上の注意義務違反があつて	名古屋高 裁 平 28.8.4 控訴棄却 （上告） 名古屋地 裁 平 28.3.4 判 時 2314 号 64 頁

				とは認められない。	
高齢者	自筆証書遺言における日付の記載が故意による不実の記載であったとして、当該遺言が無効であるとされた事例	相続人	相続人	【争点】 自筆遺言作成当時の遺言能力の有無 【判決結果・理由】 本件遺言書は平成 20 年 4 月 23 日より後の日において、平成 19 年 12 月 21 日まで日付を意図的に遡らせて作成されたものであると推認されるところ、自筆証書による遺言に際し意図的に真実の日付と異なる日付が記載された場合には、民法 968 条 1 項所定の要件の一つである自書による日付の記載があるとはいえないものと解するのが相当である。したがって、本件遺言書については、被告の抗弁と位置付けられる自筆証書遺言の要件の立証がないことに帰し、これ以上検討するまでもなく、その有効性を認めることはできない。	東京地裁平 28.3.30 一部認容 一部棄却 (控訴) 判 時 2328 号 71 頁
高齢者	被相続人名義の遺言書を偽造して相続財産を不法に奪取しようとした者に対して、特別縁故者として相続財産を分与することは相当ではないと判断した事例	原告人	被相続人	【争点】 自筆証書遺言の効力 【判決結果・理由】 被相続人の財産の形成に原告人が寄与した事実があったとしても、被相続人には原告人に財産を遺贈する意思はなかったものであり、それにもかかわらず原告人は、全財産を原告人に遺贈する旨の被相続人名義の本件遺言書を偽造して相続財産を不法に奪取しようとしたのであるから、そのような行為をした原告人に相続財産を分与することは相当でないというべき。	東京高裁平 25.4.8 原告棄却 (確定) 東京地裁平 25.1.15 判 時 2270 号 36 頁
高齢者	遺言内容の記載された書面の文面上には遺言者の署名のみがあり押印を欠くものの、2 枚目からなる書面の 1 枚目と 2 枚目にまたがり遺言者の契印がある遺言が、自筆証書遺言として有効とされた事例	孫	相続人	【争点】 自筆証書遺言の有効性、押印要件を満たしているか否か 【判決結果・理由】 本件遺言書の作成にあたり、最後に 2 枚の用紙を綴じ合わせて本件契印を押捺したことは、A が本件遺言書の重要性を認識した上で、あえて契印をしたものと考えられるから、これにより A が本件契約書を完成させたいという事実を十分に示しているといえることができる。民法が自筆証書遺言の方式として遺言書に押印を要求する趣旨を損なうものではないと解するのが相当。	東京地裁平 28.3.25 認容 (控訴、後控訴取下げ) 判 時 2315 号 93 頁
高齢者	線路に立ち入り列車と衝突して鉄道会社に損害を与えた認知症の者の妻が法定の監督義務者に準ずべき者に当たらないとされた事例 【精神障害者の監督義務者・準監督義務者】 ※精神障害者(認知症)の介護等を行う施設等の責任の有無については、まったく言及されていない判決でもある。	旅客鉄道会社	配偶者長男	【争点】 配偶者、子どもは監督義務者・準監督義務者に鳴り得るか否か 【判決結果・理由】 法定の監督義務者に該当しない者であっても、責任無能力者との身分関係や日常生活における接触状況に照らし、第三者に対する加害行為の防止に向けてその者が当該責任無能力者の監督を現に行うその態様が単なる事実上の監督を超えているなどその監督義務を引き受けたとみるべき特段の事情が認められる場合には、衡平の見地から法定の監督義務を負う者と同視してその者に対し民法 714 条に基づく損害賠償責任を問うことができるのが相当であり、このような者については、法定の監督義務者に準ずべき者として、同条 1 項が類推適用されると解すべきである。(最高裁昭和 56 年(オ)第 1154 号同 58	最高裁平 28.3.1 名古屋高裁平 26.4.24 名古屋地裁平 25.8.9 判 時 2299 号 32 頁

				年2月24日判決・裁判集民事138号217頁) (配偶者である妻は)本件事故当時85歳で左右下肢に麻痺拘縮があり要介護度1の認定を受けている状態から、Aの第三者に対する加害行為を防止するためにAを監督することが現実的に可能な状況にあったということとはできず、精神障害者であるAの法定の監督義務者に準ずべき者に当たるということはできない。	
高齢者	遺言者が自筆証書である遺言書の文面全体に故意に斜線を引く行為が民法1024条前段所定の「故意に遺言書を破棄したとき」に該当し遺言を撤回したものとみなされた事例	長女	長男	【争点】自筆証書遺言書の加除・変更と効力 【判決結果・理由】赤色のボールペンで遺言書の文面全体に斜線を引く行為は、その行為の有する一般的な意味に照らして、その遺言者の全体を不要のものとし、そこに記載された遺言の全ての効力を失わせる意思の表れとみるのが相当であるから、その行為の効力について、一部の抹消の場合と同様に判断することはできない。	東京地裁平 28.3.30 一部認容 一部棄却 (控訴) 判 時 2328 号 71 頁
高齢者	公正証書遺言につき、遺言者が公証人及び証人に対して遺言内容を具体的に語ることをしなかったもので、口授の要件を備えていなかったとして無効であるとした事例	共同相続人	共同相続人	【争点】公正証書遺言の口授要件 【判決結果・理由】…遅くとも冬子から遺言書として通らないとして公正証書遺言を作成することを勧められた時点までに本件自筆証書をもって自筆証書遺言の遺言書とする意思を失っており、もはや自筆証書遺言をする意思自体を失ったものと認められる。	東京高裁平 27.8.27 控訴棄却 (上告・上告受理申立て) 東京地裁平 27.1.16 判 時 2352 号 61 頁
高齢者	グループホームに入所中の高齢者が誤嚥により窒息死した事件につき、グループホーム経営者の損害賠償責任が否定された事例 【施設の注意義務違反】	遺族長女	有限会社のグループホーム	【争点】グループホーム職員の注意義務違反の有無 【判決結果・理由】…口腔ケア中に夏子の頭を下げてうつぶせにして背中をとんとんと叩くなど、夏子の誤嚥を解消する措置を行っていないが、口腔ケア中にも夏子にはむせ込みは見られず、顔色や呼吸の変化もなく、窒息を疑う所見があったものではなかったものであるから、被告職員において、そのような誤嚥解消の措置をとるべきであったとはいえない。夏子の顔色が悪かったことが認められるが、これらが夏子の夕食後相当程度時間が経過していることや、口腔ケアの後のことであったことなどからすれば、被告職員においてこれら夏子の異常な様子を見て、直ちに誤嚥を疑うことも困難であるから、誤嚥を解消すべき措置をとるべきであったともいえない。	福岡高裁平 27.5.29 控訴棄却 (確定) 福岡地裁平 26.12.25 判 時 2270 号 39 頁
高齢者	特別養護老人ホームに入所していた老人が肺血栓塞栓症により死亡した場合において、同ホームの配置医に過失があったとして医師の不法行為責任	遺族	特養の配置医	【争点】特別養護老人ホーム入所契約上の債務不履行の有無、社会福祉法人の責任と使用者責任 【判決結果・理由】…過失は配置医としての過失あって、社会福祉事業の遂行上の過失とは認められず、社会福祉法人は医療行	広島高裁平 27.5.27 変更(上告・上告受理申立

	が認められた事例 [老人ホームが入所者に対して適切な医療を提供する義務があるとは認められない（配置医の責任）]			為を行うものでない。また、社会福祉事業を目的とする社会福祉法人が、配置医の医療行為に対して指揮監督をすることはできないから、社会福祉法人の理事が配置医の使用人であるとは認められない。	て) 広島地裁 平 26.3.4 判 時 2271 号 48 頁
高 齢 者	公社の運営する介護付有料老人ホームの入居利用契約は、賃貸借契約及び準委任契約の性格を併せ持つ複合的な一つの無名契約であり、公社は入居契約者又はその相続人や受遺者に対し、民法 645 条及び 656 条に基づき報告義務を負うとされた事例	子	神奈川 県住宅 供給公 社	【争点】利用権型有料老人ホームの入居契約の法的性格 【判決結果・理由】…亡花子の生前に行われた被告の事務処理につき善管注意義務違反があった場合には亡花子の被告に対する不当利得返還請求権や損害賠償請求権が発生することもあり得るのであるから、受任者である被告は、被告による上記各事務処理の経過及び結果について報告義務を負うと解するのが相当である。よって亡花子の遺言により亡花子の権利の遺贈を受けた原告は、被告に対し、本件契約に基づく上記各事項の委任事務処理の報告を求める権利を単独で継承し、これを単独で行使することができる。	横浜地裁 平 26.12.25 一部認容 一部棄却 (確定) 判 時 2271 号 94 頁
高 齢 者	子の老親に対する扶養料は、扶養権利者の必要とする自己の平均的生活を維持するために必要である最低生活費から同人の収入を差し引いた額を超えず、かつ扶養義務者の扶養余力の範囲内の額とするのが相当とした事例 [老親扶養と生活扶助義務、扶養権利者の最低生活費の算出方法]	母	子	【争点】老親扶養をめぐる最低生活費の程度 【判決結果・理由】被原告人は原告人に対し扶養義務(民法 877 条 1 項)を負うが、それは生活扶助義務であるから、被原告人らの社会的地位、収入等相応の生活をした上で余力を生じた限度で負担すれば足りるものであることを考慮して、扶養料の額は、原告人の必要とする自己の平均的生活を維持するために必要である最低生活費から原告人の収入を差し引いた額を超えず、かつ、被原告人の扶養余力の範囲内の金額とするのが相当である。	札幌高裁 平 26.7.2 変 更 (確 定) 釧路家裁 平 26.3.28 判 時 2272 号 67 頁
高 齢 者	公正証書遺言が錯誤により無効とされた事例	長女	社会福 祉法人 養護盲 老人ホ ーム	【争点】錯誤と公正証書遺言の効果 【判決結果・理由】亡花子が全盲であったことや、当時 79 歳と高齢であったこと、法的知識を十分に有していたと認められないことにも照らせば、亡花子が本件遺言時、亡花子の死亡後、被告が確実に原告や亡一郎に生活費等を支払ってくれるものと誤信して本件遺言をしたものと推認できる。	さいたま 地裁熊谷 支部 平 27.3.23 (控 訴 < 後和解 >) 判 時 2284 号 87 頁